

平成 14 年 3 月 19 日

各位

会社名 サミ 一 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 里 見 治
(コード番号 6 4 2 6 東証第一部)
問合せ先 執行役員管理本部長
片 山 靖 浩
(電話番号 03-5950-3790)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社を相手に、アルゼ株式会社より東京地方裁判所に提起されていた特許侵害訴訟について、下記のとおり判決が言渡されましたのでお知らせ致します。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

本訴訟は、原告アルゼ株が平成 11 年 10 月 25 日付にて、当社の回胴式遊技機「ウルトラマンクラブ 3」及び「ジャパン 2」が同社保有の特許権を侵害しているとして、42 億円の損害賠償を求め、当社を被告として訴訟を提起し、その後平成 13 年 9 月 4 日付で請求金額が 100 億 6,685 万 9,000 円に変更されていたものであります。

2. 判決の概要

(1) 判決日

平成 14 年 3 月 19 日

(2) 内容

当社は原告に対し、74 億 1,668 万円及びこれに対する平成 11 年 10 月 30 日から支払済みまで、年 5 分の割合による金員を支払うこと。

訴訟費用については 4 分し、当社がその 4 分の 3 を支払うこと。

3. 判決に対する今後の対応

今回の判決は、誠に遺憾であり、直ちに控訴し徹底的に争います。

今後の控訴審におきましても、当社として特許侵害は断じてないとの正当性を主張してまいります。

なお、今回の訴訟は、対象のチャレンジタイム機(以下「CT 機」)の「商品化経緯」からして、当社だけの問題ではなく業界全体の問題であると認識しております。更には、今後ともお客様であるホール様やファンの皆様に安心して、楽しく遊べる商品をご提供するためにも徹底的に争ってまいります。

ご参考 CT 機の商品化経緯

CT 機は、平成 8 年 1 月より日本電動式遊技機工業協同組合の技術委員会等(当時の委員長は原告アルゼ株式会社の代表者)を中心にして組合員が持てる技術・ノウハウを結集、検討、開発し、業界をあげて商品化したものであります。その結果、平成 10 年よりメーカー各社から CT 機の販売が開始されました。

4. 今後の見通し、経営に与える影響

今後も当社の正当性を徹底的に主張して参りますが、控訴審の結果次第によりましては当社の営業成績に影響を及ぼす可能性があります。

以上

サミー株式会社は株主・投資家の皆様、お客様などに対するスピーディな情報公開を目的として、インベスターズガイド(当社インターネット IR ホームページ)上にリリース情報を掲載しております。

なお、本リリース情報には証券取引法第 166 条に定められた重要事実当たる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むリリース情報をご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後 12 時間以内に、当社の株式などの売買等を行なった場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に接触するおそれがありますのでご注意ください。